

第2期

多可町子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2年3月
多可町



計画の概要

○計画策定の趣旨

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し、構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年度から施行された新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実が目指されることとなっています。

多可町（以下「本町」という。）においては、平成17年3月に「多可町次世代育成支援対策推進行動計画」、平成27年3月に「多可町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これらの計画に沿って、子育て支援を行ってきました。こうした取り組みによって、合計特殊出生率の増加がみられましたが、出生数は毎年減少し、平成29年には100人を割り込む水準となるなど、少子化の進行は本町の重要課題となっています。子育て世代の若者が就業や結婚・子育てに夢をもてるような支援を充実するとともに、地域が一体となって子どもを育てていくためには、保護者や子どもを持つとしようとする人を支えていくことのできる環境づくりを進めていくことが重要です。

このような現状をふまえ、本町では、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会づくりを進めるため、「第2期多可町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

○計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、国の基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、「第2次多可町総合計画（2017-2026）」や「多可町教育ビジョン（多可町教育大綱）（2011-2020）」、関連の分野別計画との整合を図るとともに、「多可町母子保健計画」を包含した計画として位置づけます。



2

計画の基本的な考え方

○基本理念

多可町教育ビジョン（多可町教育大綱）では、基本目標を「明日の多可町を担うところ豊かな人づくり」、重点目標を「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、ところ豊かな子どもの育成」と「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、生涯学習のまちづくり」として、本町の教育を推進しています。

本計画では、多可町教育ビジョンの基本目標を基本理念とし、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

**明日の多可町を担う
ところ豊かな人づくり**

まちづくりの基礎は、人づくりにあります。これからの時代を担う子どもたちに、確かな学力、人を思いやる豊かな心、健やかな体など、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を培う教育を、より一層充実させていきます。

また、豊かな自然、温かい人情、良き伝統と文化をもった「ふるさと多可町」を愛し、誇りに思う気持ちを育てていきます。そして「多可町で学んで良かった」、「多可町に住んで良かった」と実感する子どもの育成を目指して取り組んでいきます。

○目指す子ども像

生涯をとおして自立し自らを高め、社会に貢献できる人材育成のための基本指針となる「多可町教育振興基本計画」として策定した「多可町教育ビジョン（多可町教育大綱）」では、本町の目指すべき子ども像として就学前においては「豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひたり、主体的に遊ぶ子ども」、就学後においては「ふるさと多可町を愛する子ども」、「夢や目標に向かってたくましく生きる、ところ豊かな子ども」と決めました。

**豊かな心をもち、
多可町の自然にふれ、ひたり、
主体的に遊ぶ子ども**



3 施策体系

1つの重点目標と5つの基本目標ごとに基本施策と施策の展開を整理します。

基本理念

明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり

重点目標

子ども・子育て支援事業
の整備・実施

- (1) 教育・保育事業の提供
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供
- (3) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保
- (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

基本目標 1

地域における
子育て・親育て

- (1) 世代間交流の充実
- (2) 体験を通じた学び場の提供
- (3) 地域交流を通じた学び場の提供
- (4) 子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援
- (5) 親教育の場の提供

基本目標 2

子どもの健やかな
育ちを支える環境づくり

- (1) 小児医療等の充実
- (2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援
- (3) 相談支援
- (4) 食育の推進

基本目標 3

子どもが安心・安全に
成長できる環境づくり

- (1) 地域防犯力の向上
- (2) 安全な環境づくりの推進

基本目標 4

ワーク・ライフ・バランス
の推進

- (1) 男女共同参画の啓発
- (2) 仕事と子育ての両立支援

基本目標 5

さまざまな家庭の状況に
応じたきめ細やかな支援
の推進

- (1) 子どもの人権擁護・児童虐待防止
- (2) 障がいのある子どもと家庭への支援
- (3) 家庭の経済状況等に関わらず、子どもが健やかに育つための支援

4 施策の展開

《重点目標》子ども・子育て支援事業の整備・実施

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、その区域ごとに、令和2年度から令和6年度までの5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、町として提供する「確保の内容」、またその「実施時期」を定めることとされています。

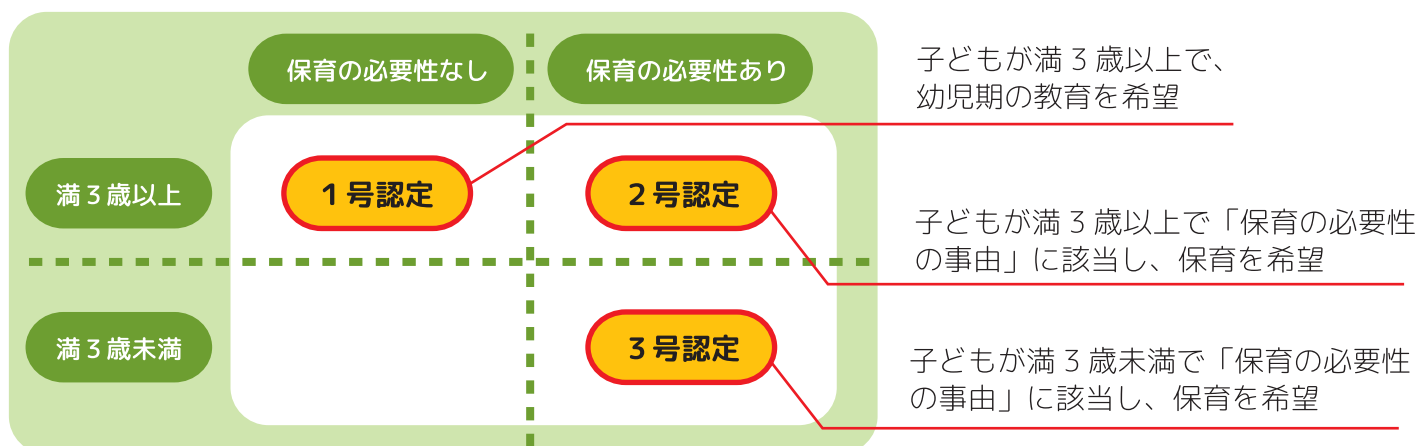
本町では、区域を分けずに町全体を1圏域として、「子ども・子育て支援給付」の対象となっている教育・保育事業及び「地域子ども・子育て支援事業」の対象となっている13の事業に関して定めます。

子ども・子育て支援給付

1号認定（3～5歳）	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	92	83	76	66	66
②確保方策	人	95	95	95	95	95
②-①差引	人	3	12	19	29	29

2号認定（3～5歳）	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	276	250	228	198	198
②確保方策	人	276	275	275	275	275
②-①差引	人	0	25	47	77	77

3号認定（0～2歳）	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人	148	149	149	144	139
②確保方策	人	164	164	164	164	164
②-①差引	人	16	15	15	20	25



〈基本目標1〉 地域における子育て・親育て

（1）世代間交流の充実

○子育て家庭がより身近な場所で気軽に相談や交流ができる環境を整備するとともに、親子のつながりがより一層広がるよう事業内容の充実を図ります。

（2）体験を通じた学びの場の提供

○地域社会での体験活動や交流などを通して、子どもたちが社会性を育み、生きる力の基礎を培えるよう支援します。

○命の尊さを学ぶとともに、子どもたちの自尊感情を育みます。

（3）地域交流を通じた学びの場の提供

○子どもたちは、地域との関わりの中で成長します。家庭・学校・職場・地域の人たちなど、多くの人々が子どもたちの成長、子育てに関わり、地域全体で子育てをする社会を目指します。

○子どもたちが安全で安心して遊んだり、学んだりできる地域の環境づくりを推進します。

○「敬老の日発祥のまち」として、全国に向けて「敬老精神」を発信していきます。

（4）子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援

○多様な体験や交流を通して、子どもや青少年の情操を高め、心豊かな人間性やリーダーシップを養うことを目的とし、自然体験、社会体験、運動・遊び、文化活動等、子どもの健全育成を促進し、子どもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。

（5）親教育の場の提供

○子どもの発達段階に応じた子育てに関する学びの機会をつくり、親育ちの過程を支えることができるような支援を推進します。

○子どもたちが、親子のつながりを感じ、家族の在り方を考える中で、父親の育児参画を促し家族の育児力の向上につなげます。



〈基本目標2〉子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

(1) 小児医療等の充実

○どこでも適切な医療サービスを受けられるよう、小児医療の充実に努めます。

(2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援

○妊産婦の不安軽減や心身の健康管理、産後の経過確認、新生児等の健全育成を促進するよう努めるとともに、産後の心身共に不安定で、子育てに戸惑いが大きい時期に、保健師・助産師等の専門職が丁寧に対応することで、心身の安定と育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

(3) 相談支援

○保護者の子育てに対する不安や悩みを解消できるよう、子育てに関する情報や親子で交流できる機会を積極的に提供し、関係機関の相談機能や交流活動の充実に図り、だれもが利用しやすい相談・支援体制の構築・強化を図ります。

(4) 食育の推進

○心身の健全な成長の基礎となる「食」について、親のみならず、子どもたちにも正しい情報・知識を提供するとともに、地元でとれた野菜等の安全性や栄養に配慮した食事をする生活習慣を身につけていくことを支援します。

〈基本目標3〉子どもが安心・安全に成長できる環境づくり

(1) 地域防犯力の向上

○地域ぐるみであいさつ運動の展開や、見守り体制を確立するとともに、警察との連携を強化し、犯罪の抑止力を高めます。

○子どもが自らの安全を守ることができるよう、交通安全、防災、防犯意識を高める指導を充実します。

(2) 安全な環境づくりの推進

○道路や公園など子どもの身近な環境の安全性を高めるため、計画的な環境整備に努めます。

〈基本目標4〉ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女共同参画の啓発

○男女がともに社会的・家庭的責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての啓発を行うとともに、働き方の見直しや子育て支援の充実に図ります。

○関係機関と連携し、各種制度の周知を図るとともに、情報提供・相談体制の充実に図ります。

(2) 仕事と子育ての両立支援

○就労を望む子育て中の母親の生活形態に応じた就労支援に努めるとともに、多様化する保育ニーズに柔軟に対応し得る保育環境の整備と充実に努めます。

〈基本目標5〉さまざまな家庭の状況に応じた きめ細やかな支援の推進

(1) 子どもの人権擁護・児童虐待防止

- 児童虐待防止の観点から、子育てに関する不安の軽減や、親の孤立防止、親同士の交流などを進めることが必要です。妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援や子育てなどの情報提供を行い、関係機関と連携しながら子育ての正しい知識を得るための教育や広報、啓発活動を進めます。
- 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のために、児童相談所や民生児童委員などの関係機関との連携を強化するほか、産後うつ等の早期発見・早期支援を行うため産科医療機関ともより一層の連携を進めます。
- 多可町いじめ防止等に関する条例、及び多可町いじめ防止基本方針に基づき、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくとともに、地域、家庭、関係機関と連携のもと、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期解消）の対策を推進します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家による相談体制を強化するとともに、町の関係機関等が連携して「子育て・学校園サポートチーム」を設置し、児童生徒を取り巻く複雑な課題の早期解決を図ります。

(2) 障がいのある子どもと家庭への支援

- 障がい児とその家族の支援については、町内の関係機関や県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行います。

(3) 家庭の経済状況等に関わらず、子どもが健やかに育つための支援

- 幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童手当の支給など、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。ひとり親家庭を対象としたセミナーの開催やハローワークの出張相談を開催するなど、相談や情報提供の機会を充実するとともに、児童扶養手当など、ひとり親家庭の生活の安定を図るための経済的支援を行います。
- 外国につながる子どもが円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者などへの支援を行います。



第2期多可町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和2年3月

発行：多可町教育委員会こども未来課

TEL：0795-32-2385 FAX：0795-32-4318

ホームページ <https://www.town.taka.lg.jp/>

多可町教育委員会は
こちらからどうぞ。

